

# 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟PD資格認定規程 (JDSF-PD資格認定規程)

## 第1章 総則

### (本規程の目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟PD資格規則第4条第2項の規定により、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という。）が実施するPD資格認定試験（以下、「試験」という。）及び認定手続について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 PD資格認定試験の概要

### (受験資格)

第2条 試験の受験資格は次の通りとする。

- (1) PD1はPD2資格所持者又はこれと同等と認められる者
- (2) PD2はPD3資格所持者又はこれと同等と認められる者
- (3) PD3はPD4資格所持者又はこれと同等と認められる者
- (4) PD4は満18歳以上の者

2 前項第4号のPD資格の受験資格において、準PD登録者は満18歳未満の者も受験することができるものとする。ただし、資格付与は満18歳に達した時点とする。

### (試験の内容)

第3条 試験の内容は次の通りとする。

- (1) PD1
  - ① 実務試験
  - ② 実技試験
  - ③ 筆記試験
- (2) PD2
  - ① 実務試験
  - ② 実技試験
  - ③ 筆記試験
- (3) PD3
  - ① 面接試験
  - ② 実技試験
  - ③ 筆記試験
- (4) PD4
  - ① 面接試験
  - ② 実技試験
  - ③ 筆記試験

### (試験の免除)

第4条 JDSFは、別に定める一定レベル以上の経歴を有する者に対して、前条の試験

の一部又は全部を免除することができる。

### 第3章 PD資格認定試験等の実施

#### (試験の管理)

第5条 JDSFは、資格試験制度委員会の管理の下にPD資格認定試験を実施するものとする。

2 前項の試験の詳細については、PD資格の種類毎に別途PD資格認定試験実施要領又はPD資格認定試験実施手順で定めるものとする。

#### (事前講習会)

第6条 JDSFは、必要に応じ試験の実施に際して事前講習会を実施するものとし、受験者はこの講習会を受講しなければならない。

2 JDSFは、必要に応じ追加実技講習会を実施することができるものとする。

3 前項の追加実技講習会は、受験者のうち希望する者が受講するものとする。

#### (実務委員会)

第7条 資格試験制度委員会にPD資格の種類毎に実務委員会を置くものとする。

2 実務委員会は、PD資格の種類毎に試験及び事前講習会の実務について所掌するものとする。

### 第4章 PD資格認定の手續

#### (PD資格認定委員会)

第8条 PD資格認定の審査を行う機関として3名以上によるPD資格認定委員会を置く。

2 前項のPD資格認定委員会の委員長は、PD管理本部長を充てるものとし、他の委員は同副本部長及び関係部長等の中からPD管理本部長が選任するものとする。

3 PD資格認定委員会委員の任期は、原則として1年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期中であっても役職者の異動等があった場合には交代するものとする。

#### (PD資格認定)

第9条 PD資格認定委員会は、資格試験制度委員会から報告される試験の結果について審査し、PD資格認定の有無を決定するものとする。

2 前項の決定は、業務執行理事会に報告するものとする。

#### 附 則

この規程は、2019年8月4日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2021年5月23日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2021年6月26日から施行する。